

ゆり 北

## 第40号(5期第2号)

発行・光が丘パークタウン

ゆりの木北自治会

東京都板橋区赤塚新町

3 - 32 - 4 - 403

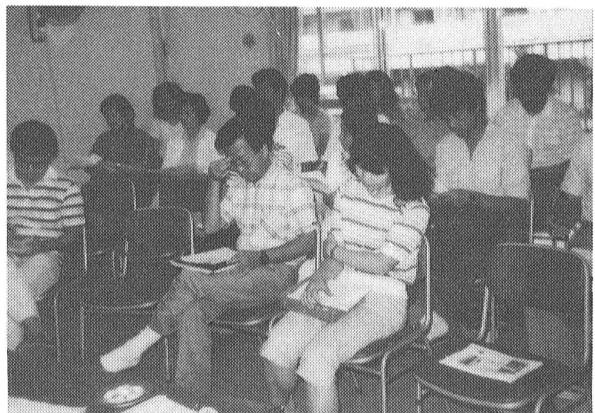
電話 03(938)9181番

発行責任者 吉柳俊孝

## '62年度専門部活動方針

五月に開かれた定例総会後初めての第一回自治委員会が六月二十八日に開かれ、各専門部から提出された年間活動計画が審議、了承されました。会議には、各号棟から選出された自治委員十五名（定数二十八名）、世話人三名が参加され、役員も十三名が参加しました。

# 第1回自治委員会開催 6.28



熱心に聴きに入る自治委員の面々

せる目的で、今年度も、中学校予定地内で一泊二日のミニミニキャンプを企画。対象は小学生で、三十五名定員。日時は、七月二十五日午後一定から二十六日午後一時まで。参加費用は一人五〇〇円。

(2) ゆり北恒例の「夏まつり」を八月二十九日、三十日の二日間、自治会と商店会の共催(実行委員会形式)で行なう。楽団演奏などのイベントをはじめ、子ども向けお楽しみコーナー、模擬店などを企画中。

(3) その他の企画としては、青少年対策委員会主催の地区大運動会(十月十日予定)への参加、親子ハイキング(十一月予定)、「ゆり北文化展」の開催など。

板橋区長 要原敬三殿

1987年5月

光が丘ゆりの木北自治会 会長 吉柳俊孝  
光が丘パークタウンゆりの木通り北住宅管理組合 理事長 文鳥 晴

# 要讀事項

- (1) 赤塚新町三丁目三二番地一・二号棟先の道路（旧都道三〇一号及び三〇二号の交差点——以下、本件交差点）の三〇一号東側車線を一車線廃止し（道路幅員を二分の一とする。）高木の常緑樹を植えて下さい。即ちこの道路のバイパス的な役割を制限し、大型車両などの通行そのものを減少させ、完全に生活道路として下さい。あるいは、災害等の緊急時のみ、廃止車線を開放し避難用道路として利用することも検討して下さい。

(2) 本件交差点付近の速度制限を現在の四〇km/hから三〇km/hに変更して下さい。

(3) 本件交差点付近における夜間早朝（二一・〇〇～七・〇〇）の大型車両通行禁止を実施して下さい。

(4) 本件交差点における夜間早朝（二一・〇〇～七・〇〇）の住民以外の自動二輪車および原動機付自転車の通行禁止を実施して下さい。

(5) 本件交差点を右折禁止とし、夜間早朝（二一・〇〇～七・〇〇）は信号を黄点滅式、歩行者信号は押しボタン式として下さい。これによつて車両の流れをスマーズにし、発進音等による騒音の発生が抑えられ、また排気ガス抑制対策としても、若干の有効性があろうかと期待されます。

(6) 現状では速度制限違反の取り締まりが不十分と思われますので、違反の取り締まりを厳重に実施し、違反者を常時捕捉できるカメラ等を早急に設置して、取り締まりの実効を期して下さい。

(7) その他、可能な限りの防音設備と排気ガスの発生を抑制する措置を施して下さい。

## 周辺道路の騒音・排ガス問題で

## 板橋区・高島平警察署に要請

五月二十七日(水)板橋区役所に要請に行きました。ゆり北住宅管理組合とも要請事項を話し合い、連名で申し入れました。区長が時間が取れないとため、土木部吉野課長と話し合いました。二年前に請願を行ない議会で採択されましたが、道路協の植樹がされただけで、殆ど条件は改善さ

れていません。具体案を示して是要望しました。区としては警察に関係することでもあります。問題であるが、区長に対す書として受取り、検討するとでした。なお、植樹について、学校グランド横まで延長する今年度計上しています。

寺交通課長と話し合いました。話は承ります。難しい問題であるが検討させてほしいとのことでした。

- ・辛島
- △出席者▽自治会・吉柳、管理組合

今後は、都の公安委員会や、光が丘連絡協を通して、練馬側にも要請をしていきたいと思います。

●生活環境部

- (1) 清掃、衛生関係では、ダニ駆除対策や集合住宅における生活ルールのマニュアルづくりなど、住民の合

て、住都公団（北営業所）との交渉を八月末から十月初旬を目処にも近日中に、公団管理主任等との懇談会をもつ。

玄  
報

- (1)会報「ゆり北」の定期発行（毎回、十五日前後）と特別号、臨時号の発行。

